

高病原性鳥インフルエンザ発生拡大

◆今般、千葉県、埼玉県、広島県で新たに高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜が確認されました。

◆飼養衛生管理基準の内、重点項目について再々点検願います。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用(項目21)
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(項目24)
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除(項目26)



◆家きんに異常を認めましたら即通報を!!